

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年11月24日

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員 田口 幸夫  
群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員 鈴木 俊司

## 定期監査結果報告

### 1 監査対象課

総務課、管理課、給付課、保健事業課、会計課

### 2 監査の期間

令和2年11月5日から11月24日まで

### 3 監査の方法

令和2年度上半期の財務事務及び一般行政事務の執行について、あらかじめ提出を求めた関係諸帳簿を調査し、関係者から説明を求めることにより監査を実施した。

監査にあたっては、群馬県後期高齢者医療広域連合監査基準に準拠しながら、当該事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき実施した。

### 4 監査の結果

各所属とも上半期の財務事務及び一般行政事務の執行については、法令等に準拠しておおむね適正に執行されているものと認められた。引き続き、適正な財務に関する事務の執行に努められたい。